★京シティ信用金庫 自動振替専用定期積金「スクラム」

令和6年9月2日現在

| | 令和6年9月2日現 | 仕 |
|---|--|---|
| 1. 商品名 | 自動振替専用定期積金「スクラム」 | |
| 2. 販売対象 | ・法人、個人 | |
| 3. 期間 | ・3年以上5年以内 | |
| 4. 預入(払込) (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 5. 払出方法 | ・指定口座から自動振替(ご契約者ご本人の口座に限ります。) ・10,000円以上 ・1,000円単位 ・満期日以後に、給付契約金を一括支払いします。 | |
| | ・個別自め後に、福刊天和並を「位又位でします。 | |
| 6. 利息(給付補填金) (1)適用金利 (2)利息(給付補填 金)の支払方法 (3)付利単位 | ・固定金利0.125% ・契約時に通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後の利息は、払出日における普通預金利率を適用します。 ・給付補填金は満期日以後に、一括支払いします。 ・給付補填金は、付利単位を1円として、契約期間における掛込 | |
| 計算方法 7. 税金 | 残高積数に年利回りを乗じて算出します。 ・個人:分離課税 (国税15%、地方税5%) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 マル優のお取り扱いはできません。 ・法人:総合課税 | |
| 8. 手数料 | ————————————————————————————————————— | ╡ |
| 9. 付加できる 特約事項 | ・満期時に定期預金や要求性預金(当座預金・普通預金等)へ自動入金が可能です。 | |
| 10. 中途解約時の 取扱 | ・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの 期間について、解約日の普通預金利率により計算した利息を、 この積金の掛金残高相当額とともに支払いします。 | |
| 11. 金利情報の 入手方法 | ・窓口へご照会ください。 | |
| 12. 苦情処理措置· 紛争解決措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は 業務部(9~17時、電話:03-3279-4480)にお申出 ください。 | |
| | 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京 弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護 士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望 されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部 または全国しんきん相談所(9~17時、電話03-3517- 5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記 東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出 いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客 様にもご利用いただけます。その際には、①お客様の アクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の 弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛 争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護 士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあ ります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部 もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 | |
| 13. その他参考 となる事項 | ・払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰り 延べるか約定年利回り(日割計算)の割合による遅延利息を徴求します。 ・既存の定期積金からの作り替えは出来ません。 ・一世帯あたりの契約口数の制限はございません。 ・証書式のお取扱は出来ません。(通帳式のみ) ・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。 ・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。 | |